

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5項の規定に基づき公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン（以下「本財団」という。）が受領する寄附金及び遺贈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ②特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金及び遺贈

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。ただし、寄附金のうち経理規程第25条第1項に定める固定資産及び経理規程第33条に定める物品については、別に定める寄附品取扱規程による。

(一般寄附金の募集)

第3条 本財団は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書という」）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

- 第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞無く礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者を特定できない態様で一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、この限りではない。
- 2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。
 - 3 一般寄附金、特定寄附金又は特別寄附金（以下「寄附金等」という。）を受領したときは、遅滞なく、寄附者の氏名及び住所、寄付金額並びに寄附金を受領した日付を本財団の定める方法により記録するものとする。

(募金に係る結果の報告)

- 第7条 本財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
- 2 本財団は、特定寄附金の支出が終了したときは、当該寄附金の支出に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

- 第8条 本財団は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

(受け入れの制限)

- 第9条 一般寄附金及び特定寄附金は、寄附者より資金使途又は寄附金の管理方法について条件を付すことはできず、これを受け入れてはならない。
- 2 特別寄附金について、寄附者から資金使途若しくは寄附金の管理方法等について条件が付されているとき又は遺贈により行われるときは、その受け入れにつき理事会の承認を得なければならない。
 - 3 寄附金等の受け入れにおいて、次の各号に該当するとき又はそのおそれがあるときは、その寄附金等を受け入れることができない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

- ③ 寄附金等の受け入れに起因して、本財団が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(寄附の募集に関する禁止行為)

第10条 本財団の理事若しくは監事又は代理人、使用者その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- ① 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- ② 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- ③ 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

(情報公開)

第11条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第12条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

本規程は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの設立の登記の日から施行する。

(改定日) 2024年7月18日